

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年4月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年12月16日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ大野原店 観音寺市大野原町中姫1310番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行うこと。
 - (2) 周辺住民から騒音(特に夜間)等の苦情や要望等があった場合は、店舗設置者としてその解決に向けて最善の努力をすること。また、周辺の農作物に影響を与えないよう照明(光害)対策に配慮すること。
 - (3) 雨水による洪水などで周辺に迷惑をかけないように排水路対策等を十分に行うこと。
 - (4) 地域のイベント等活性化事業に対してご理解とご協力をお願いしたい。
 - (5) 今後、敷地内の造成工事などで形状が変更し境界立会協議等が必要になる場合には、観音寺市等関係機関と事前に協議を行うこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年4月28日（水曜日）から同年5月28日（金曜日）まで